

偽造防止用紙事前テストについて

偽造防止用紙事前テストは、「過去に、請負者として、直接、国・地方公共団体又は公的機関へ偽造防止用紙の納入実績」を有しない印刷業務登録業者からの申請に基づき、本市偽造防止用紙の仕様に基づくサンプルの提出を受け、各種品質等のテストを行います。（※サンプル作成にあたっての偽造防止用紙の仕様書及び見本については、契約検査課で閲覧できます。）

(1) テスト項目等

- | | | | | | | |
|---------|---------|-------|-------|--------|-----|-----|
| ①印刷作業状況 | ②用紙の大きさ | ③用紙連量 | ④紙厚 | ⑤重量 | ⑥紙目 | ⑦紙質 |
| ⑧印字 | ⑨地紋 | ⑩色あい | ⑪印字位置 | ⑫印字テスト | | |
| ⑬送紙テスト | ⑭複写テスト | ⑮その他 | | | | |

(2) テストのフロー

(別紙2: 偽造防止用紙テストのフロー参照)

① 申請

偽造防止用紙事前テスト申込書(※別紙3)により契約検査課までファックスで申請。

② 作業状況の現場確認

契約検査課職員が偽造防止用紙(サンプル)の印刷作業状況を現場で確認。

※現場確認日時は、事前テストの申請後に調整。

③ サンプルの提出

②の作業状況の現場確認時に印刷された偽造防止用紙のサンプル100部を契約検査課へ提出。

※毎月15日締切り。(ただし、3月と4月については、事前テスト申込は受付いたしません。)

④ テスト

毎月15日までに提出されたサンプルについてテストを実施。

⑤ テスト結果の通知

テストの結果については、申請月の翌月1日に契約検査課より通知。

全てのテスト項目が「適」の場合に、総合評価を「適」とする。

※ 申請者が再テストを希望する場合は、「不適」となった項目について修正をし、再度、事前テストの申請を行う。(再テストについても、①の申請の方法による。)

(注意事項)

偽造防止用紙事前テストの結果については、個々の発注案件における完成品の仕様についての合格を意味するものではありません。

このため、個々の発注案件において、完成品の製造過程及び納入時において、担当課より修正等を求められた場合は、その指示によるものとします。

また、偽造防止用紙の偽造事件が他自治体で発生しているため、サンプルを含め偽造防止用紙の管理の徹底に努めていただきます。